下関市上下水道局給水装置設計施工要綱

（解説付）

下関市上下水道局

目次

　第１章　総則

第１条　目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・　1

第２条　定義　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・　2

第３条　給水装置工事の種類　　　　　　　　　　　　　　・・・　4

第４条　管種の略称　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・　5

第５条　適用範囲　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・　6

　第２章　給水装置の構造及び材質

第６条　構造及び材質　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 7

第７条　給水管及び給水用具の指定　　　　　　　　　　　・・・ 12

　第３章　給水装置の調査及び設計

　　第１節　調査

　　　第８条　調査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 14

　　第２節　給水方式

　　　第９条　　給水方式の決定　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 16

　　　第１０条　直結直圧式の適用　　　　　　　　　　　　　　・・・ 21

　　　第１１条　直結増圧式の適用　　　　　　　　　　　　　　・・・ 22

　　　第１２条　受水槽式給水の適用　　　　　　　　　　　　　・・・ 24

　　　第１３条　給水方式の例外適用　　　　　　　　　　　　　・・・ 26

　　第３節　分岐

　　　第１４条　被分岐管等の口径　　　　　　　　　　　　　　・・・ 27

　　第４節　設計水圧及び設計水量

　　　第１５条　設計水圧　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 28

　　　第１６条　設計水量　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 29

　　第５節　給水管口径及び水道メータ口径

第１７条　給水管口径の決定　　　　　　　　　　　　　　・・・ 32

第１８条　水道メータの口径の決定　　　　　　　　　　　・・・ 34

第１９条　口径の決定に用いる計算書　　　　　　　　　　・・・ 36

第６節　受水槽等

第２０条　受水槽の設置等　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 38

第２１条　受水槽等の容量　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 42

　　第７節　協議

　　　第２２条　給水方式の決定に係る事前の設計協議　　　　　・・・ 43

　　　第２３条　浄水器等の設置協議　　　　　　　　　　　　　・・・ 44

　　　第２４条　スプリンクラー設備の設置協議　　　　　　　　・・・ 47

　　　第２５条　関係機関との協議　　　　　　　　　　　　　　・・・ 48

　第４章　給水装置工事図面の作成

　　　第２６条　図面の作成　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 49

　第５章　給水装置工事の申込手続等

　　　第２７条　工事申込者との協議　　　　　　　　　　　　　・・・ 52

　　　第２８条　利害関係人に係る説明及び通知　　　　　　　　・・・ 54

　　　第２９条　申込窓口　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 56

　　　第３０条　現地調査　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 57

　　　第３１条　設計の変更申請　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 58

　　　第３２条　工事取消　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 59

　　　第３３条　工事事業者の変更　　　　　　　　　　　　　　・・・ 60

　第６章　給水装置の施工

　　第１節　通則

　　　第３４条　道路管理者名等の許可の確認　　　　　　　　　・・・ 61

第３５条　現場管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 63

第３６条　施工管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 64

第３７条　事故処理　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 65

　　第２節　分岐工事

第３８条　分岐工事等の手続　　　　　　　　　　　　　　・・・ 66

第３９条　断水に伴う届出　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 68

第４０条　局担当職員による分岐工事又は撤去工事

への立会い　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 69

第４１条　分岐工事に係る注意事項　　　　　　　　　　　・・・ 70

第４２条　分岐方法及び使用材料　　　　　　　　　　　　・・・ 71

第４３条　分岐の制限　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 76

　　第３節　管工事

第４４条　道路部分の配管等　　　　　　　　　　　　　　・・・ 77

第４５条　建物内の配管 ・・・ 80

第４６条　給水管の埋設深度　　　　　　　　　　　　　　・・・ 81

第４７条　給水管の明示　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 82

第４８条　管の接合材料　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 84

　　第４節　弁栓類の設置

第４９条　止水栓及び仕切弁の設置　　　　　　　　　　　・・・ 85

第５０条　消火栓の設置　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 86

　　第５節　水道メータ

第５１条　水道メータの設置　　　　　　　　　　　　　　・・・ 87

第５２条　使用水量のお知らせ票の受箱　　　　　　　　　・・・ 88

第５３条　水道メータ前後の配管等　　　　　　　　　　　・・・ 89

第６節　土工事

第５４条　土工事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 91

第５５条　掘削　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 92

第５６条　埋戻し　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 93

第５７条　残土処理　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 94

第５８条　路面復旧　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 95

　　第７節　水の安全、衛生対策

第５９条　給水装置の破損防止等の措置　　　　　　　　　・・・ 96

　　第８節　付属構造物等

第６０条　弁室の設置　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 99

第６１条　鉄蓋及びきょう　　　　　　　　　　　　　　　・・・100

第６２条　防護措置　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・101

第６３条　緊急連絡標示板等　　　　　　　　　　　　　　・・・102

　　第９節　工事用水

第６４条　工事用水　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・103

第７章　維持管理

第６５条　維持管理誓約　　　　　　　　　　　　　　　　・・・104

第６６条　貯水槽水道の設置者の責務　　　　　　　　　　・・・106

　第８章　検査

第６７条　しゅん工検査　　　　　　　　　　　　　　　　・・・107

第６８条　しゅん工検査前の確認　　　　　　　　　　　　・・・108

第６９条　検査項目　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・109

第９章　補則

　　　第７０条　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・112

|  |
| --- |
| 下関市上下水道局給水装置設計施工要綱（解説付）平成２８年１０月　１日施行平成２９年　４月　１日改正平成３０年　４月　１日改正平成３１年　４月　１日改正令和　４年　４月　１日改正令和　５年　４月　１日改正令和　６年　４月　１日改正発行　下関市上下水道局担当　お客さまサービス給排水係 |